

一般社団法人 横浜銀行協会

定 款

平成 23 年 4 月 1 日制定

令和 2 年 9 月 23 日改正

令和 6 年 2 月 28 日改正

一般社団法人 横浜銀行協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人横浜銀行協会と称し、英文では The Yokohama Bankers' Association と表示する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を横浜市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防犯・消費者保護事業

- ① 相談所の設置、運営
- ② 銀行および銀行取引に関する広報
- ③ 全国銀行個人信用情報センターに係る業務の運営
- ④ 防犯・消費者保護のための催し事の主催および参画
- ⑤ 防犯・消費者保護に関する社員、他の金融機関、関係官庁、その他との連携

(2) 地域経済活性化事業

- ① 金融ならびに経済に関する調査および研究
- ② 関係官庁、産業界その他に対する建議ならびに答申
- ③ 経済団体等の活動に参画し、地域経済の発展に寄与
- ④ 各種の非営利団体の活動・経営に参画
- ⑤ 地域経済活性化のための各種催し事の主催および参画
- ⑥ 地域経済活性化に関する、社員、他の金融機関、関係官庁、その他との

連携

(3) その他事業

- ① 銀行営業および業務一般に関する社員、関係官庁および産業界との連絡
 - ② 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための施設の設置、運営
 - ③ 銀行職員の養成教育
 - ④ 所有不動産による賃貸事業
- (4) その他本協会の目的達成上必要と認めた事業

第3章 社員

(社員の要件)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、神奈川県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入会)

第6条 社員となることを希望する銀行は、入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(加入金および会費)

第7条 本協会の社員は、加入金および会費を支払う義務を負う。

- 2 加入金および会費の算出基準は、総会において定める。
- 3 既納の加入金および会費は、返還しない。
- 4 臨時に会費を徴収する場合は、総会の決議による。

(任意退会)

第8条 社員は、退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 横浜手形交換所規則第 36 条に規定した借方交換戻の払込もしくは同第 41 条に規定した決済資金の不足金の払込をしないとき、または同第 38 条、同第 39 条もしくは同第 42 条に規定した手形の返還を受け、その代り金を支払わないとき
- (2) 第 5 条に記載した資格を喪失したとき
- (3) 破産の宣告を受けたとき
- (4) 解散または合併により消滅したとき
- (5) 総社員が同意したとき

(社員資格の承継)

第 11 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- (3) 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第三号または第五号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第三号または第五号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 事業計画および収支予算の承認
- (6) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 113 条第 1 項にもとづく役員等の責任の一部免除および限定
- (7) 定款の変更
- (8) 解散および残余財産の処分
- (9) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) 資金の借入
- (11) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所および目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、各社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 役員等の責任の一部免除および限定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定める事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面による議決権の行使)

第 19 条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該社員またはその代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出するものとする。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 本協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上11名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とし、会長、副会長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事1名および監事1名は、社員の代表者（当該社員の代表として本協会に対してその権利を行使する者をいう。以下同じ）以外の者から選任することができる。
- 2 会長および副会長は、理事会の決議によって社員の代表者である理事の中から選定する。
 - 3 専務理事は、社員の代表者以外の者から選任された理事の中から、理事会の決議によって選定することができる。

(理事の職務および権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、本協会の業務を分担執行する。
 - 3 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 5 専務理事は、会長および副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
 - 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後最初に終了する事業年度に関する定時総会の終

結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 役員に欠員を生じた場合、補欠選任を行う。
- 4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事または監事は、第21条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任免除)

第27条 理事または監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項にかかわらず、本協会は、役員が「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第114条第1項にもとづき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもつて構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職
- (4) 第 35 条に規定する委員会の設置および運営に必要な事項の決定
- (5) その他この定款に別に定める職務

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故等による支障があるときは副会長を議長とし、会長・副会長ともに事故等による支障があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めた場合は、理事会の決議の目的である事項について提案し、理事の意見を求めることができ、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事、業務執行理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 35 条 必要に応じ、本協会に委員会を置く。

- 2 委員会の設置または廃止は、理事会の決議を要する。

- 3 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会において別に定める。

第8章 資産および会計

(事業年度)

第36条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第37条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じて執行することができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第38条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第39条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本協会は、総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、神奈川新聞に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 雑則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第45条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特則)

第 2 条 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事等)

第 3 条 本協会の最初の代表理事は寺澤 辰麿および清水 三省、業務執行理事(専務理事)は青井 俊夫とする。

(法令の準拠)

第 4 条 この定款に定めのない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令に従う。